

環境大臣  
山本 公一 殿

## 化学兵器被害者支援に関する要請書

旧日本軍は戦時中、国際法違反の毒ガス兵器を製造、保有し、アジア太平洋戦争において使用し、中国を初めとするアジアの多くの市民を殺傷してきた。毒ガス兵器は、敗戦時には、中国大陸に大量に遺棄され、戦後においても数十年間にわたり多数の被害者を出し続けている。一方、日本国内でも、毒ガス兵器は敗戦時に密かに遺棄・隠匿され、戦後、日本各地の地中・海中から発見される度に、被災する事故が多発し、死者が出ている。

このような状況にもかかわらず、政府はこれら被害を未然に防ぐ取組みをしてこなかった。すなわち、1973年に「旧軍毒ガス弾等全国調査報告（案）」なるものがあったが、この結果は公表されず、調査自体も杜撰なものであった。その後、これを補う形で、2003年11月、環境省は「旧軍毒ガス弾に関する全国フォローアップ調査報告書」を発表した。そこには、その後の追加事案も含め145事案、死傷者数百名が記載されている。より早く調査をしていれば、これらの被害は未然に防ぐことができたか、被害をより小さくすることができたはずであり、被害により人生を狂わされずに済んだ多数の人びとがいたはずである。その責任は極めて重いと言わざるを得ない。

こうした状況であることを知りながら、国として何ら被害防止策を講じずに放置することは、毒ガス兵器による被害に対して少なくとも未必の故意があるものと評価せざるをえず、社会的道義的責任はもちろんのこと、法的責任も生ずるものであることを認識すべきである。また、旧日本軍の毒ガス兵器による身体的及び精神的被害並びに被害者達の生活状況は、極めて深刻かつ悲惨である。国の不作為によって死傷した人びとに対しても、今から出来る限りの施策を講ずるべきである。

以上のことから、下記項目を要請するものである。

### 記

- ① 被害者の医療及び生活補償を行うこと。その体制を整えること
- ② 至急、旧日本軍の設備があった場所の再調査を行い、可能な限り、予防措置をとること。
- ③ 旧日本軍が日本国内に遺棄した毒ガスの処理事業における、残留ヒ素の処理方法について明らかにすること。
- ④ ①ないし③の措置を行わない場合には、その理由を明らかにされたい。

以上

平成 29 年 6 月 7 日  
化学兵器被害解決ネットワーク  
事務局長 大谷猛夫  
〒123-0841 東京都足立区西新井 4-27-9  
電話・FAX 03-3853-1209